

第11次東京都交通安全計画の策定について

1 計画の位置付け

- 国の交通安全基本計画に基づき策定する、都内の陸上交通の安全に関する諸施策の大綱であり、区市町村が作成する交通安全計画の指針（根拠法：交通安全対策基本法）
- 知事を会長とする「東京都交通安全対策会議」において策定
- 計画期間は令和3年度から令和7年度までの5か年

2 第11次計画の目標（目途）

死者数目標「110人」（第10次から▲15人） **死傷者数目標「27,000人」**（第10次から▲1,000人）

（参考）国の目標

10次計画（現行）：死者数2,500人以下、死傷者数50万人以下

11次計画（中間案）：**死者数2,000人以下、重傷者数22,000人以下**

3 施策の方向性

- コロナ禍の交通事故発生状況を踏まえ、「新しい日常」に対応した交通安全対策の推進
- これまでの取組を継承し、「高齢者及び**子供**」・「**自転車**」※・「**二輪車**」・「**飲酒運転**」を重点項目に設定
※交通安全計画の趣旨に沿い、「東京都自転車安全利用推進計画」の改定を行う
- さらに、衝突被害軽減ブレーキや自動運転の実用化等、「**先端技術の活用**」を新たな重点項目に設定

4 計画策定スケジュール

令和2年 1 2月から 東京都交通安全対策会議幹事会において検討

令和3年 2月 パブリックコメント

令和3年 4月 **国の交通安全基本計画策定後**に東京都交通安全対策会議において、都計画を策定